

松山地方裁判所委員会（第26回）議事概要

1 日時

平成27年10月8日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

松山地方裁判所裁判員候補者待機室（4階）

3 出席者

（委員） 越智やよい，兼平裕子，岸田克志，佐竹毅，俊野忠彦，長井基裕，真鍋正臣，森實将人，山口雅高，山下泰史（五十音順）

（オブザーバー） 日野浩一郎刑事部総括裁判官

（事務担当者） 高津民事首席書記官，上田刑事首席書記官，岩佐事務局次長，高橋総務課長，渡邊総務課課長補佐

4 議事（○委員，▲オブザーバー）

（1） 松山地方裁判所長あいさつ

（2） 新任委員紹介（岸田克志委員，佐竹毅委員，俊野忠彦委員，長井基裕委員，真鍋正臣委員，山下泰史委員）

（3） 岸田克志委員及び長井基裕委員から，「裁判員裁判の現状と課題」について報道関係者からの視点で意見陳述が行われた。裁判員裁判が導入されて6年が経過したが，刑事裁判が変わってきたという印象を持っているかという点について，両委員から非常に丁寧な進行で分かりやすくなったという意見が述べられたほか，両委員から，公判前整理手続の透明化，判決への裁判員の感覚の反映，裁判員の心のケア等について意見が述べられた。

（4） その後，次のとおり意見交換が行われた。

▲ 検察官，弁護人の主張・立証のやり方が大きく変わった。裁判官自身も聞いていて分かりやすくなり，判断しやすくなった。

○ 検察官の立場で言うと，証拠の加工や分かりやすい説明という点は，実践を重ねてきた結果であるため，肯定的に受け止めてもらえてうれしく思

う。

- 若い弁護士は、裁判員に如何に分かってもらうかという点を念頭において時間をかけて準備している。
- 分かりやすい審理を行うため慎重になりすぎて、裁判員裁判が始まる前に比べると、公判審理自体の時間は短くなっているが、公判前整理手続を含んだ全体の時間は長くなっているのではないか。
- ▲ 起訴された直後からあらかじめ公判の日程を確保するなどの取組を行うことで、制度が始まった当初より短縮されていると思うが、裁判員候補者を呼び出すための期間も必要なため、ある程度の時間がかかるのはやむを得ない部分もある。
- 判決の正当性を検証するため公判前整理手続を透明化できないか。
- ▲ 前提として、公判前整理手続は、あくまで公判の準備に過ぎず、公判廷で如何に立証ができたか、如何に説得的な主張ができたかによって結論は決まってくると思っている。
- 公判前整理手続で行われた認否、具体的な主張整理や証拠の内容を報道されると、裁判員となる方に予断を与えてしまう恐れがある。また、裁判官を交えて主張整理をしたことで結論が決まったと誤解する人も出てくるおそれもある。あくまで公判廷での証拠調べによって結論が決まる。
- 弁護人の防御権の観点からも公判前整理手続の過度な透明化は消極である。
- 報道のためということよりも、審理や判決の正当性を検証したいという理由から公判前整理手続を透明化できないかという意見であるので、法曹三者としては、報道機関がある程度のことを把握したいという希望をもっていることを頭に置いておく必要がある。
- 検察、弁護のプレゼンテーションの良し悪しで結論が決まっているのではないかという意見があったが、この点についてはどうか。

▲ 裁判員は、良いプレゼンテーションを聞いているときには良い印象を持って聞いていると思われるが、プレゼンテーションが下手だからダメというわけではない。裁判員は、証拠に基づいてどのようなことがいえるのかということを考えて判断しなければならないからである。したがって、プレゼンテーションの良し悪しで結論が決まっているわけではない。そのことを判決だけで伝えられるかという問題があるが、判決は、評議の中で話し合われた内容をどういう言い方で表現したらいいか、みんなで知恵を出し合って表現しているものである。きちんと証拠から判断したということをもう少し伝わりやすく表現していくべきということを戒めとして今後やっていきたい。

○ 検察官の立場から言うと、検察側に立証責任があることから、分かりやすく上手に説明することが必要最低限のことと考えている。プレゼンテーションで結論が決まるとは考えておらず、検察側が表す事実関係に沿った証拠が出せるかということにかかっている。

○ 裁判員からみると、法廷で主張しあうことから、法曹としてプレゼンテーション能力は必要だと思う。証拠をたくさん持っている検察側がプレゼンテーションをするうえで有利とは思いますが、弁護側も能力を磨いてもらいたい。

○ 裁判員裁判が始まって6年経過しマスコミに取り上げられることが少なくなったという点については、裁判員裁判が定着した表れとも考えられる。また、法律を勉強している学生と一緒に裁判員裁判を何度も傍聴しているが、傍聴した学生も分かりやすいと言っている。司法制度改革の中で裁判員裁判はうまくいっていると思う。

○ 裁判員裁判終了後の記者会見で、将来の裁判員に伝えるメッセージがもう少し出てくればいいと思う。

○ 出席率が低下しているのは、判決に裁判員の感覚が反映されていないか

らだという意見があるが、この点についてはどうか。

- 分かりやすい裁判になっていることが裁判員の感覚が反映されている結果と言える。
- ▲ いろいろな人の考えをまとめて一つの結論を出しているのだから、これまでの判決のように同じような言い回しが並んでいるようなことはなくなってきている。それで裁判員の感覚が反映されていると言えるかどうかは分からないが、裁判員が入ることで何らかの形で影響があることは間違いない。
- 裁判員が入ることで変わってきているが、そのことが社会に十分伝わっていないとも言える。
- 一般国民の意見がどこに反映されているということではなく、一般の方々が学びながら納得していっている過程であると思う。
- 裁判員をやって良かったという感想があるからといって問題ないと考えのではなく、否定的な意見を拾って改善につなげていきたい。
- 出席率が低下しているのは、単に行きたくないで行かなかったという裁判員候補者の話を耳にして、自分も行かなくていいのではないかという感覚になってきていることが大きいのではないかと思う。
- 伊予市の女子高校生傷害致死事件のような共犯事件で、事件ごとに裁判員が異なるのになぜ整合性のある判断が出るのかという批判があるが、どうか。
- 検察官の立場から言うと、真実は一つであり、その真実を証明する証拠も同じであるから、公判が分離されたとしても結果的に整合性のある判断が出たものと思う。ただ、それぞれの争点に則してメリハリをつけているため証拠の濃淡という点において違いが出てくるが、事実関係は同じである。ちなみに、求刑についても、関与の程度などを考慮した一貫した説明ができるようにしている。
- 裁判員裁判開始当初は、職業裁判官が判断したデータしかなかったが、

現在は、6年分の裁判員裁判の蓄積があるので、かなり重みのあるデータであると認識している。

- 分離して公判をしている以上、被告人ごとに結論が異なることは不思議ではない。裁判所が無理に調整を凶ろうとしているものではないと思われる。
- 裁判員が審理に関与してストレスを感じることへのケアは、どう考えるべきか。
- 裁判員のストレスについてであるが、ほかの証拠があるため、裁判員の心のストレスとなる証拠は見せられなかったという事実を後で知ったなら、不十分な判断をしたと後悔すると思う。裁判員を引き受けた責任感から、そのように思う人もいると思う。
- 守秘義務から自分の気持ちを吐き出せずストレスをため込む人もいるので、話せる場を設けてもいいのではないか。
- ▲ 裁判が終わって解散するとき、後からでもお話をすることもできますよとお声かけをしている。
- 守秘義務を負うことからストレスを感じるということであれば、定期的にストレスを解消する仕組みがあればいいと感じた。
- 裁判員制度施行当初は、検察は全部の死体写真が必要だと主張していたが、最近では、争点に対応して、事実が分かる最低限度のものにしている。ただ、有罪無罪を決するような罪体に関するようなものであれば、ありのままを見てもらいたいが、そういうものを見た裁判員の心のケアをどうすべきかという点については、答えを持ち合わせていないので、検察としてもジレンマを感じている。